

ウェブサイト「上場会社等監査人登録情報」のご利用に当たって

日本公認会計士協会

1. 上場会社等監査人登録制度に関する事項

(1) 上場会社等監査人登録制度は、登録されている監査事務所が表明した、個々の上場会社等に対する監査意見の妥当性を保証するものではありません。

(2) 上場会社等監査人登録情報における公表事項は、登録上場会社等監査人が自己の責任の下に作成し、提出したものをそのまま掲載しており、公表内容については、当協会が保証を与えるものではありません。

2. ウェブサイト「上場会社等監査人登録情報」ご利用の際の留意事項

(1) 項目「事務所名称」

クリックすると、登録上場会社等監査人の概要が表示され、該当監査事務所の所在地、社員数等の監査事務所の概要を確認することができます。

(2) 項目「誓約書」

クリックすると、監査事務所から提出された誓約書が表示されます。

なお、2023年4月1日の制度変更に伴い、当該書類の署名又は押印の部分に関しては、公開時に墨消しを行う運用としています。

(3) 項目「説明書類」

クリックすると、該当する監査事務所の公認会計士法第28条の4第1項又は第34条の16の3第1項に規定する説明書類が表示されます。

(4) 項目「経営管理の状況等」

クリックすると、該当する監査事務所が、公認会計士法施行規則第95条の定めに基づき公表を行っている経営管理の状況等が表示されます（PDF又は監査事務所が設置するリンク先に遷移します）。

(5) 項目「ガバナンス・コード」

クリックすると、該当する監査事務所が、公認会計士法施行規則第96条の定めに基づき公表を行っている「監査法人の組織的な運営に関する原則（以下「ガバナンス・コード」と言います。）」の適用状況が表示されます（PDF又は監査事務所が設置するリンク先に遷移します）。

【補足：(4)及び(5)の適用時期】

経営管理の状況等及びガバナンス・コードは、監査事務所の会計年度、当該監査事務所が監査を行う被監査会社等の会計期間により、適用開始日が監査事務所によって異なります。

（参考：公認会計士法施行規則 附則（令和五年一月二五日内閣府令第九号）抄）
第一条 この府令は、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の施

行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（公認会計士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条（省 略）

2 新公認会計士法施行規則第二十五条第二号及び第二十六条の規定の適用については、令和六年七月一日（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の十一の四第二項に規定する大規模監査法人にあつては、令和五年七月一日）以後最初に開始する被監査会社等（同法第三十四条の十の四第四項に規定する被監査会社等をいう。）の会計期間（同法第二十四条の三第一項に規定する会計期間をいう。）の開始の日（第四項及び第五項において「適用開始日」という。）の前日までの間は、なお従前の例によることができる。

3・4（省 略）

5 新公認会計士法施行規則第九十五条及び第九十六条の規定は、適用開始日の前日までの間は、適用しないことができる。

(6) 項目「品質管理レビュー実施状況」

監査事務所に対して実施された通常レビュー等の状況（品質管理レビュー報告書の交付の年月）を、直近3回分表示しています。特別レビューを受けた場合には、当該リンクをクリックすると、ポップアップの形式で、その概要を確認することができます。

(7) 項目「措置・懲戒・行政処分・勧告」―「あり」

① 懲戒

監査事務所が、協会により所定の懲戒処分を受けた場合には、所定の期間、その旨を開示します。「あり」をクリックすると、その概要が表示されます。

② 行政処分

監査事務所が、行政処分を受けた場合には、所定の期間、その旨を開示します。「あり」をクリックすると、その概要が表示されます。

③ 勧告

公認会計士・監査審査会から金融庁に対して、監査事務所の行政処分勧告が出た場合には、所定の期間、その旨を開示します。「あり」をクリックすると、その概要が表示されます。

以 上